

			厚生常任委員会
請願番号	請願第14号	受理年月日	平成24年3月1日
請願の件名	<p>理由</p> <p>知的障害を持つ者（以下、「本人」）は、障害の状況を問わず生涯を通じた24時間切れ目の無い支援と見守りがなければ1人で生き難い障害の特性を持っています。</p> <p>自立支援法による施設の体系では昼夜分離の事業となり、生活支援を最も必要とする朝夕を含む施設入所支援の報酬単価（支援の質量）が、日中活動の3分の1という不合理で矛盾した制度は、支援の低下と共に施設利用者への蔑視ともなります。</p> <p>入所施設こそ、本人の生涯を通じた24時間切れ目の無い「家庭（終の棲家）」として、地域福祉の拠点と位置づけ活用すべき社会資源です。その意味において、より豊かな生活が享受できる施設を存続すると共にグループホーム・ケアホームを充実するべきです。なお、支援不足による長期施設入所を余儀なくされているのではなく、本人及びその家族が長期の利用を必要としていることも付け加えておきます。</p> <p>また、入所施設福祉支援の不足による長期の在宅を余儀なくされている現状にも目を向けるべきです。</p> <p>障害福祉サービスの必要性を明らかにするとされている障害程度区分は、介護保険との一元化を前提とする介護認定をモデルとして作成されたため、特に様々な特性を持つ本人にとって、不適切として前政権時代から見直しが指摘されています。また、障害程度区分と報酬単価（支援の質量）に結びつけ、更に障害福祉サービスの制限等により暮らし方まで制限するのは人権侵害です。それにも関わらず障害程度区分の廃止は現在でも実現しないままとなっています。</p> <p>一人ひとりの特性にあった必要な支援が明らかになる仕組みに変えるべきです。</p> <p>障害福祉サービスの日額制は、利用者がその日によって日中活動の場を選べる利点があると言われていますが、結果的には施設の不安定な経営状態を招き支援の質量ともに低下することに繋がっています。特定費用（食事等実費負担）を除く報酬については、月額制とし安定した支援が受けられるようにすべきです。</p>		

司法例において、多くの知的障害を持つ者には契約能力がないと判断されているにもかかわらず、支援費制度から障害福祉サービスの利用契約が本人と事業者間で行われているところです。利用契約の当事者として市町村が位置づけられていない現行法は、どのような障害福祉サービスを、どの程度利用するか判断は本人及びその家族等が行うこととし利用契約は国及び地方自治体と事業者間で行うべきです。

貴県議会におかれましても知的障害者が安心して暮らせる入所施設の設置を求める下記の事項について、政府に意見書を提出して下さるようお願いいたします。

#### 記

- 1 知的障害を持つ者が生涯を通して24時間切れ目のない安心して、快適に暮らせる入所施設を存続し、グループホーム・ケアホームを充実すること
- 2 現行の障害程度区分は廃止し、支援の必要度に応じた仕組みとすること
- 3 安定して継続的な支援が受けられる職員体制にすること
- 4 行政機関は、自己選択権の行使が実現できるよう、契約行為とその履行について責任を負うこと

紹介議員	松村 悟郎 鳥飼 謙二 新見 昌安 田口 雄二
摘 要	